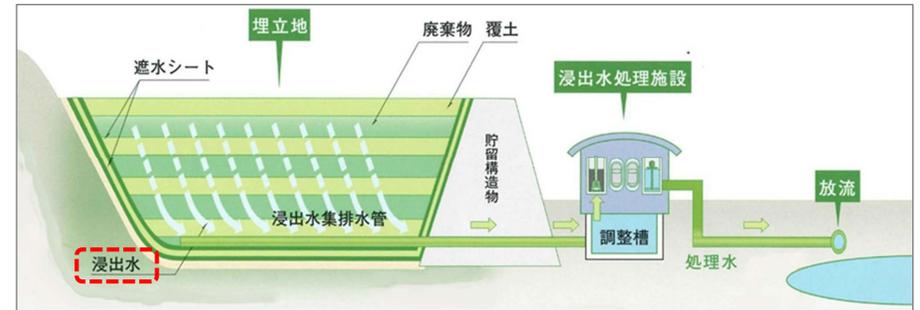


山梨県環境整備センターについて（安全管理委員会〔臨時〕資料）

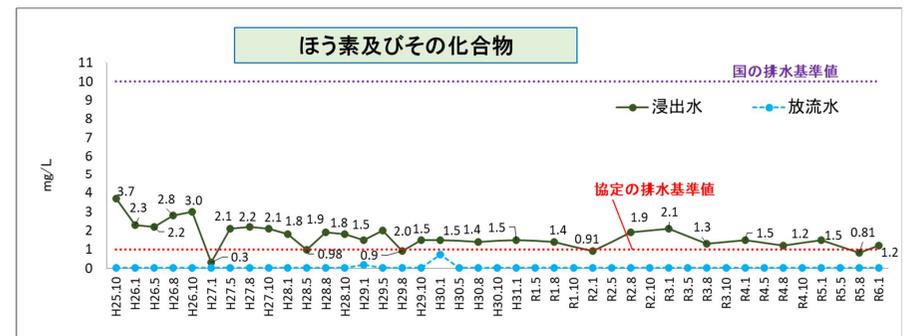
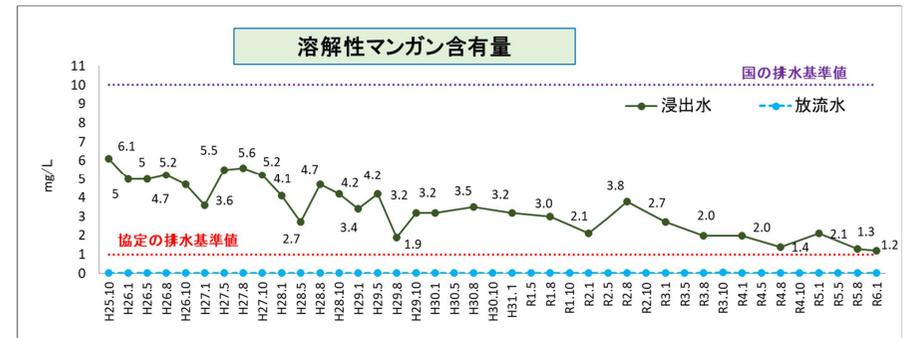
センターの現在の維持管理について

- 山梨県環境整備センター（以下「センター」という。）は、県や産業界等の出資により設立された公益財団法人山梨県環境整備事業団（以下「事業団」という。）により、維持管理が行われています。
 - センターは、平成24年12月に2度目の施設の異常（漏水検知システムの異常検知）が発生したことから、廃棄物の受け入れを停止し、平成25年12月に今後は新たな廃棄物の受け入れを行わないこととしました。
 - 現在は、施設の維持管理として、主に埋立地に降って浸透した雨水（以下「浸出水」という。）の処理を行っています。【図1 参照】
 - センターは、浸出水のすべての項目について公害防止協定に定める排水基準値に適合の上、令和6年度末までには維持管理を終了できる見込みでした。しかし、令和4年度末の水質調査において浸出水の2項目が適合しなかったため、令和7年度以降も維持管理を継続していくこととなりました。【図2 参照】
- ※浸出水の水質（41項目）が、公害防止協定で定めた排水基準値に2年間にわたって適合し続けることが確認されると、施設の廃止となります。

【図1】 センターにおける浸出水の処理のしくみ



【図2】 浸出水・放流水における2項目の濃度の推移



1 PFOS 等の調査結果について

別添 **資料 1** 参照

- 近年、社会問題となっている有機フッ素化合物の PFOS・PFOA は、国が定める最終処分場の排水基準に定められていませんが、河川や地下水などでは国の指針値が定められています。

※国は、要監視項目（人の健康の保護に係る項目）として、水道水や河川、地下水における暫定の指針値として、PFOS・PFOA の合計値で 50 ng/L と定めています。

（1 ng [ナノグラム] = 10 億分の 1 g）

- 他県では、産業廃棄物最終処分場の周辺河川などで、国の指針値を超過した事例が確認され、社会問題となっていることから、本県としても調査すべきと判断し、本年 5 月にセンターの浸出水を対象に水質調査を実施したところ、320ng/L を検出しました。
- 浸出水の調査結果を受け、直ちに、浸出水を処理した放流水や、処分場敷地内の井戸水等の検査を実施したところ、放流水では 53 ng/L を検出したものの、放流先の防災調整池や敷地内の井戸水では、河川や地下水に適用される国の指針値を下回っていることが判明しました。
- さらに、7 月には、地元の皆様の不安を解消すべく、念のため、周辺の河川（湯沢川）や地下水（簡易水道水源や民有井戸）の水質調査を実施し、周辺生活環境への影響がないことを確認しました。
- また、センターの浸出水に含まれる PFOS 等への対策として、すでに水処理設備（活性炭吸着塔）の除去能力の強化を図っており、対策後には定量下限値（正確に測定できる下限値）未満となっています。
- ◎ 今後とも国の動向を注視する中で、県が責任をもって適切に対応していきます。

【PFOS・PFOA の基本情報】

1 性状など

- ・ 有機フッ素化合物の一種で、幅広い用途で使用されてきた。
【PFOS】半導体用反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤
【PFOA】フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤
- ・ 世界中に広く残留（難分解性、高蓄積性、長距離移動性）

2 人の健康への影響

- ・ 動物実験では、肝臓の機能や仔動物の体重減少等への影響が指摘
- ・ 人においてはコレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告
- ・ どの程度の量が身体に入ると影響が出るのか、確定的な知見はない
- ・ 国内で PFOS・PFOA を主たる要因とする人への健康被害は確認されていない

3 国による PFOS・PFOA への対応

- ・ 製造・輸入等の原則禁止（PFOS は 2010 年、PFOA は 2021 年）
- ・ PFOS・PFOA を含む泡消火薬剤の厳格な管理の義務付け
- ・ 水道水、公共用水域、地下水への暫定目標値の設定
→ 【暫定目標値】PFOS と PFOA の合計値で 50 ng/L

2 前回住民説明会における質問等について

(1) 県職員の派遣に関すること

前回のご質問等

県と地元との信頼関係の維持のため、現在の維持管理体制を維持してほしい。

《回答》

- 前回住民説明会において、センターを維持管理する人員体制が、地元の皆様にとって大変重要な問題であるとの認識を強くしました。
- また、PFOS 等の新たな課題に対し、県としてしっかり向き合う必要があります。
- そこで、センターの維持管理については、地元の皆様の理解を得ながら進めていくことが極めて重要と考え、令和7年度以降においても、維持管理業務に従事している県の派遣職員(化学職 1名)の配置を継続していきます。
- 派遣法や事業団の自主財源に関わる課題についても、庁内関係部署等と協議・調整を行う中で、あらゆる方向から検討を進めていきます。

(2) 維持管理積立金に関すること

前回のご質問等 ①

維持管理積立金は、補助金以外の収入を原資として積み立ててきたのか。

《回答》

- 別添 [資料2](#) を参照してください。

前回のご質問等 ②

これまで、維持管理積立金の積立・取崩や残高の状況、残高を踏まえた県職員の派遣終了の見通しについて、地元住民や市に説明を行ってきたのか。

《回答》

- これまで、維持管理積立金の各年度における積立・取崩、残高の状況については、毎年度、決算公表の中で公開しています。

- 県職員の派遣終了の見通しについては、令和7年度以降もセンターの維持管理を継続していく必要性や維持管理積立金の残高を踏まえ、昨年度初めて、令和5年9月の区長様への説明会、令和6年2月の安全管理委員会及び住民説明会において、地元の皆様などへご説明しました。

(3) 維持管理期間に関すること

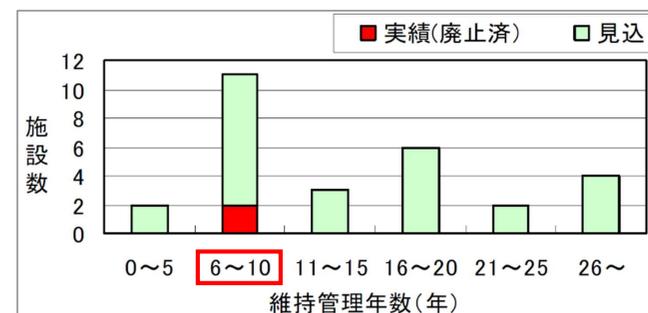
前回のご質問等

維持管理期間を10年と設定した時の根拠を示してほしい。

《回答》

- 維持管理期間について、県は、「(公財)山梨県環境整備事業団改革プラン」の第三次プラン(平成29年3月公表)、第四次プラン(令和3年3月公表)において、「10年と見込み」と明示しています。
- 期間算定に当たっては、埋立廃棄物の種類・量、排水基準などが同条件の実例がなかったため、『最終処分場維持管理積立金に係る維持管理費用算定ガイドライン』(平成18年4月・環境省)を参考に、10年に設定しました。

※下の図は、平成17年に環境省が実施した「最終処分場の維持管理に係るアンケート調査」の回答を集計したグラフ(上記ガイドラインに掲載)



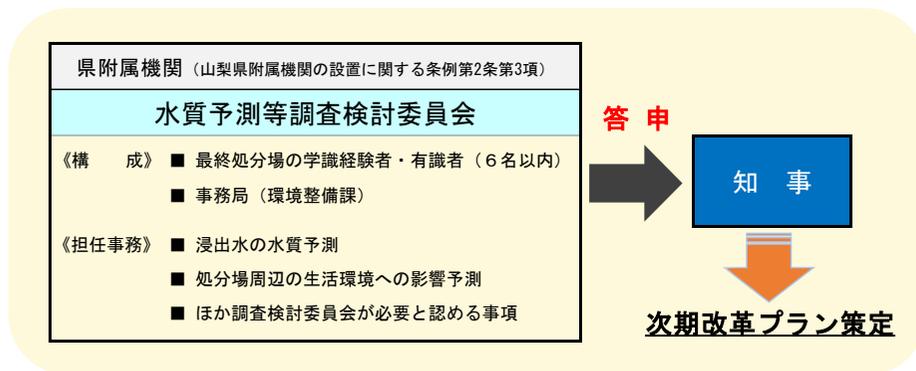
図II-1-1 維持管理年数(有効回答数:28) [幅:5~35年、平均:16年]

3 その他

センターにおける水質予測等調査検討委員会について

- センターの維持管理を行っている事業団は県の出資法人であり、県の責任において、数年周期で改革プランを策定し、経営改善に努めています。
- しかしながら、現時点では、マンガンとほう素が排水基準値に適合する時期を見通すことができず、センターの維持管理の終了時期を見込むことができない状況にあります。
- センターの今後の見通しは、事業団の運営に大きな影響を及ぼします。
- このため、県では、今年度6月の県議会において、客観的かつ学術的な見地から浸出水の水質予測等を行う調査検討委員会を設置するため、予算案を上程し、承認されました。

【センターにおける水質予測等調査検討委員会】（7月下旬頃設置予定）



- ◎ 県は、調査検討委員会の答申を踏まえ、センターにおける将来的な見通しを立て、次期改革プランを策定します。

※改革プラン…現行プランは第四次期間〔令和3～6年度〕で、維持管理コストの縮減を図ること、県による財政支援により適正な維持管理を図ることなどを定めています（プラン策定主体は県）。